議案第１３７号

伊佐北姶良火葬場管理組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第１項の規定により、伊佐北姶良火葬場管理組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

（提案理由）

伊佐北姶良火葬場管理組合解散後の事務承継に関し、同組合規約の一部を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

（別紙）

伊佐北姶良火葬場管理組合規約の一部を改正する規約

伊佐北姶良火葬場管理組合規約(昭和 52 年議決第 88 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条の次に次の１条を加える。

（組合の解散）

第 16 条　組合の解散があった場合においては､伊佐市及び湧水町が新たに設立する火葬場の設置及び管理に関する事務に係る一部事務組合（以下「新組合」という。）がその事務を承継する。

２　前項の場合において、管理者が調製した決算については、新組合においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付することとする。

附　則

この規約は、鹿児島県知事の許可があった日から施行する。